

## 令和8年度予算が成立しました



☎0422-29-9035

- 新年度の市の予算が、市議会で可決され、成立しました。
- 一般会計は926億9,525万1千円で、前年度予算と比較すると32億4,151万2千円(3.6%)の増です。特別会計の予算額の合計は、405億4,169万7千円で、前年度予算と比較すると、12億1,078万9千円(3.1%)の増です。
- 下水道事業会計(公営企業会計)の単年度収支は、収益的収支で2億1,876万5千円の純利益が見込まれ、資本的収支で7億2,558万円の不足が見込まれています。
- ①『令和8年度施政方針・予算概要』、②『令和8年度三鷹市一般会計・特別会計予算及び同説明書』は、市HPで公開しているほか、相談・情報課(市役所2階)で販売しています。
- ①200円、②800円(財政課、市立図書館などで閲覧も可)

## エアコンの購入・設置費用を最大12万円助成します



☎0422-29-9231

近年の猛暑による熱中症を防ぐため、経済的な理由でエアコンを設置できない世帯を対象に、購入・設置費用を一部助成します。

### 対象となる世帯(下記のすべてに該当する世帯)

- 三鷹市に住民登録がある
- 令和7年度または8年度の住民税非課税、または均等割のみ課税、あるいは7年度または8年度に児童扶養手当を受給している
- 自宅に冷房が使えるエアコンが1台もない、または既存のエアコンが故障などで使用できない
- 生活保護を受給していない(生活保護を受給している世帯の方は、生活福祉課☎0422-29-9237にお問い合わせください)
- 過去に本事業や他自治体での同様の助成を受けていない

### 助成金額(上限12万円)

エアコン本体代、配送費、設置工事費、既存機の撤去・リサイクル費用の実費  
 ※都の「東京ゼロエミポイント」との併用も可(値引き後の金額が対象)。  
 ※助成対象機器は、市HPでご確認ください。

### 申請から助成金交付までの流れ 購入前に必ず申請を!

- ①助成金の事前申請(11月30日(月)まで)  
 申請書(同課窓口/市役所5階)または市HPで入手)と見積書、借家の場合は大家の承諾書を同課に提出してください。  
 ※助成の審査のため、必要に応じて訪問調査(設置状況などの確認)を行うことがあります。
- ②助成金の交付決定通知の受け取り  
 審査後、「交付決定通知書」をご自宅に郵送します。
- ③エアコンの購入・設置  
 ②の決定通知書が届いてから、エアコンを購入・設置してください。
- ④助成金の請求(令和9年1月29日(金)まで)  
 設置完了後、領収書や写真などを添えて、請求書(同課窓口または市HPで入手)を同課に提出してください。

## 三鷹市職員を募集中



☎0422-29-9166

職種	一般事務	土木技術	建築技術	電気技術	保育士
募集人数	30人程度	5人程度	5人程度	5人程度	15人程度
勤務時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (時間、休日は配属先により異なる)				
給与※ (月額初任給)	280,720円(大学新卒の場合。地域手当を含む)				
試験日程	1次試験=5月24日(日)				

※いずれも地域手当を含む。扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当など各種手当あり。経験年数加算あり。

※募集内容など、詳しくは市HPでご確認ください。

☎4月19日(日)までに市HPへ

いつでも どこでも 誰とでも! アプリを使って楽しく健康に!

## みたかスマート・ウェルネス推進事業



☎0422-29-8388

高齢者の方が自身の生活習慣やライフスタイルに応じて、日常的な運動・活動を継続できるよう支援します。専用アプリ(BrainUp)とスマートウォッチを活用しながら、6カ月間楽しく体力アップを目指してみませんか。



### 事業の流れ

- ①同アプリとスマートウォッチ(貸し出しあり)を用意
- ②体組成計などで効果測定を行う
- ③日常の中で、好きなときに・好きな場所で・好きな活動に取り組む
- ④アプリ上に記録される運動時間の結果を確認し、アプリが定める目標をクリアできるような運動強度を高めていく

### ◆BrainUpとは

(株)CogSmart(コグスマート)が開発したアプリ。運動・活動を習慣化させ、フレイルの予防や改善につなげます。

☎スマートフォンをお持ちの65歳以上の市民100人(要支援2までの方に限る)

☎4月6日(月)～6月30日(火)に申し込みフォーム(QRコード)へ(申込多数の場合は抽選)

※機器の設定などの個別説明会の場を設けます。



アプリ画面(イメージ)

## 組織改正のお知らせ ☎0422-29-9031



機能的で効率的な行政運営の推進を図るため、令和8年4月1日付で次のとおり組織改正を行いました。

部	概要	執務室・連絡先
企画部	企画経営課の「平和・人権・国際化推進係」を分離し、「平和人権課」を新設	本庁舎3階・☎0422-29-9032
生活環境部	コミュニティ創生課に「コミュニティ創生係」と「住協活動等支援法人設立準備担当」を新設	第二庁舎2階・☎0422-29-9611
スポーツと文化部	生涯学習課から「市史編さん担当」を分離し、課相当の臨時組織として「市史編さん室」を新設	第二庁舎3階・☎0422-24-6360
健康福祉部	生活福祉課に「追加給付担当」を新設	本庁舎2階・☎0422-24-6396
子ども政策部	児童青少年課の名称を「子ども・若者政策課」に変更	本庁舎4階・☎0422-29-9671
—	総務部政策法務課の「適正事務推進担当」を分離し、法務監直轄の課相当の臨時組織として「適正事務推進室」を新設	本庁舎4階・☎0422-24-6419